

第30期定時株主総会招集ご通知

交付書面への記載を省略した事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

株式会社メンバーズ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・会社の体制および方針

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針(最終改定 2025年1月23日)

1. 基本的な考え方

当社は、当社のミッションである「“MEMBERSHIP”で、心豊かな社会を創る」の実現に向け、すべてのステークホルダーに配慮した経営を行うとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

2. ミッション

「“MEMBERSHIP”で、心豊かな社会を創る」

当社は、人々や企業が自己の利益の追求のみではなく、将来への希望や社会への参加意識を持ち、持続可能なより良い未来のために共に協力しあう心豊かな社会の実現を目指します。現在の物質的・経済的豊かさを追求する消費至上主義、資本主義的な経済の概念が変わらなければ、日本の未来、そして地球の未来はありません。地球環境問題、エネルギー問題、貧困問題などのさまざまな社会的な課題を解決できる持続可能な経済モデルを実現しなければなりません。そのためには購買行動、経済活動においても損得勘定ばかりで物事を判断するのではなく、より良い未来にするために何が善いことで何が善くないことなのかを軸に判断する人や企業が増えていく必要があります。難しい社会貢献ではなくとも、日々の行動を少しずつ変え、日常の生活や購買行動を通してできるだけ未来により良いことをする人を増やしていきたいと考えます。

3. 経営指針

当社の経営指針である「超会社」コンセプトのもと、「社会への貢献」「社員の幸せ」「会社の発展」を同時に実現することを目指し、妥協することなく追求します。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方の詳細や「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」は当社ホームページに掲載しております。

<https://www.members.co.jp/sustainability/governance/>

(2) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の全取締役、全使用人が法令や会社諸規程を遵守し、コンプライアンスを重視した継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続・発展するために全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底します。

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命し、その主導の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に当社における法令違反等の有無の報告、処分を含む処置に当たります。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定しており、全取締役はこの規程の定めるところに従って情報の保存及び管理を行います。また、文書の電子化等の新しい技術の進歩、保存方法の進化等に常に留意し、時代の変化に対応した文書管理規程の見直し・改訂を行います。また取締役は全使用人に対し情報の保存等に関して適宜指導し、取締役及び監査等委員の閲覧の要望に迅速に対応できる体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を中核とする総合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。また、これらのリスクの顕在化による経済的損失をカバーする各種の損害保険等について定期的に見直します。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会が高い独立性と専門性を保持しつつ取締役会の監督機能を果たせるよう、取締役総数のうち、社外取締役を過半数以上とし、社外取締役のうち2名以上は当社が定める基準を満たす独立社外取締役とします。

当社は、定例取締役会を毎月1回開催します。原則として当社は全取締役が出席し、取締役会規程及び関係法令に定められた重要な意思決定を行います。当社取締役が、必要と認めた場合、意見を述べるとともに特に取締役が反対意見のときはこれを議事録に記録します。議案は原則として書面の説明書をつけ、会日の数日前には全取締役に配付します。

また取締役会の決定事項の徹底を図るため及び取締役会の意思決定に資するため当社経営を管掌する執行役員が出席するグループ経営会議を定期的に開催し、全常勤役員はこれに出席します。

⑤業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めております。

当社は同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備、及び過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性を確保し、ならびに独立した内部監査担当を選任し、内部監査担当にて内部統制システムの整備及び運用状況について評価し、その結果を代表取締役社長に報告します。

また、内部通報窓口において通報を受け、当該通報に関して調査、対応業務を行い、その是正に必要な処置をとる者を「公益通報対応業務従事者」として定めます。公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならず、社内の規則にて定め、これを徹底します。なお、従事者であった期間に知り得た事項に係る守秘義務については、期限の定めなく課されます。

当社は、社内・社外の双方に内部通報窓口を設置し、実名及び匿名のいずれによる内部通報も可能とするとともに、当社の使用人が、不利益を被る危険を懸念することなく内部通報を行うことができるよう、情報提供者の秘匿や内部通報を行ったことを理由とする不利益取扱いの禁止を社内の規則にて定め、これを徹底します。

取締役会は、定期的に内部通報制度の運用状況について報告を求め、監督します。

当社は、代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、当社の業務活動における生産性向上や適正性の確保・コンプライアンス等の観点から、業務執行状況の監査を実施し、内部統制部門と連携の上、内部統制の改善指導及び実施の支援を行います。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

現在管理部門の使用人1名が兼務の形で監査等委員会の職務の補助を行っております。

⑦前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人及びその変更については、常勤監査等委員の同意を要するものとします。また当該使用人は当社の就業規則等に従いますが、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、人事考課等に際しては、常勤監査等委員に意見を求めるものとします。

⑧当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会に報告をした者が報告をしたこ

とを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

取締役は、定例及び臨時の取締役会において業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の信用を著しく損なう案件や会社の業績に重大な悪影響を及ぼす案件等については、全容を明らかにし、監査等委員の意見を聴取します。

監査等委員には取締役会前に事前に議案書等を配付し、取締役会での意見陳述を促す環境整備を行うとともに、監査等委員会の職務の遂行に必要な情報を取締役会事務局に求められる環境を整え、速やかに情報提供します。

また、常勤監査等委員は当社におけるリスク・コンプライアンス委員会のオブザーバーとして当社のリスク、問題点等を把握し対応します。

さらに、当社は、社内・社外の双方に内部通報窓口を設置し、常勤監査等委員が通報受付内容及び対応状況を把握できる体制となっています。内部通報窓口には実名及び匿名のいずれによる内部通報も可能とするとともに、当社及び当社の使用人が、不利益を被る危険を懸念することなく内部通報を行うことができるよう、情報提供者の秘匿や内部通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を社内の規則にて定め、これを徹底し、通報者が保護される体制を整備しております。

- ⑨当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員の職務遂行のために生じる費用については、当社が負担します。

- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の過半数は、社外取締役とします。監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により、常勤の監査等委員を1名以上置くこととします。

常勤監査等委員はグループ経営会議等の重要会議に出席し、業務執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、重要な事項については他の監査等委員にも共有し監査の実効性を高めます。

- ⑪財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を定めるとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備しております。

- ⑫反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、「反社会的勢力対応規程」において当社における反社会的勢力との一切の関係を遮断することを明示し、反社会的勢力による被害を防止するとともに、当社の社会的信頼の維持及び向上に資する体制を整備しております。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対しコンプライアンス・セキュリティ講習を実施しております。また、コンプライアンス担当取締役を任命し、その主導の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に法令違反等の有無の報告、処分を含む処置を行っております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき適切に保管及び管理を行っております。また、必要に応じて閲覧できるようにしております。廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法により廃棄することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険の管理は、リスク管理規程に基づき個別リスクマネジメントマニュアルを整備し、全使用人にはイントラネットによりいつでも閲覧できる体制を整えております。

またこれらのリスクによる経済的損失をカバーする各種の損害保険等に加入しております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は迅速な意思決定や業務執行を行うために執行役員制度を設けており、取締役会のほか、グループ経営会議を月1回以上開催しております。取締役会及びグループ経営会議の体制は以下のとおりです。

< 取締役会 >

当社の取締役会は、取締役7名から構成されており、定時の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、経営に関する重要事項の協議決定、業務執行の監督を行っております。なお、法令・定款の定めに従い、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任しております。

また、当社の取締役会は、経営指針である『超会社』コンセプトに基づき、ミッションの実現に向けて、次に掲げる役割を担います。

- ・ 中長期的な戦略の方針である『Members Story』を決定し、社内外に示すこと
- ・ グループ経営会議やグループ経営を管掌する執行役員が適切なリスクテイクができる環境を整備すること
- ・ グループ経営会議やグループ経営を管掌する執行役員の業務執行の監督を行うこと

併せて、以下の事項に関する決定又はモニタリングを行います。

- ・ 株主総会に関する事項
- ・ 決算等に関する事項

- ・役員に関する事項
- ・経営計画に関する事項
- ・内部統制に関する事項
- ・サステナビリティに関する事項
- ・特に重要な業務執行の決定及び執行状況に関する事項

なお、意思決定の迅速化のため、取締役会で決議した経営の基本方針『Members Story』に基づく業務執行については監査等委員以外の取締役及びグループ経営会議への権限委譲を進め、取締役会はその業務執行を監督します。加えてコーポレート・ガバナンスの維持向上及び経営の健全性の観点から重要な責務のひとつとして、取締役会は、代表取締役社長の後継者の計画について適切に監督を行います。

＜グループ経営会議＞

当社のグループ経営会議は、ミッションの実現に向け取締役会が決定した基本方針及び『Members Story』に則り、取締役会より委譲された権限に基づき、業務を執行します。業務執行取締役1名、常勤監査等委員である取締役1名、グループ経営を管掌する執行役員3名で構成されており、原則として全常勤取締役、常勤監査等委員である取締役、全グループ経営管掌執行役員が出席し定時で毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時グループ経営会議を開催し、グループ経営会議規程に基づき経営に関する重要事項の協議決定（取締役会決議事項を除く。）、取締役会に上申する議題の細部の検討を行っております。

⑤当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めており、同基本方針はイントラネット等に掲載し、周知を図っております。

当社は同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備を行い、当事業年度においてリスク・コンプライアンス委員会を16回開催いたしました。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反事案の調査、分析、再発防止策の協議、および環境問題を含むリスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価及び対応策の検討を行うとともに再発防止に努めております。

また、内部監査担当にて内部統制システムの整備及び運用状況について監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

現在管理部門の使用人1名が兼務の形で監査等委員会の職務の補助を行っております。

⑦前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人及びその変更については、常勤監査等委員の同意を得たうえで選任しております。また当該使用人は当社の就業規則等に従いますが、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会に属し、常勤監査等委員より、当該使用人に対し直接指示を行っております。

- ⑧当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

原則として監査等委員はすべての取締役会に出席し、定例及び臨時の取締役会において取締役は業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の信用を著しく損なう案件や会社の業績に重大な悪影響を及ぼす案件等については、全容を明らかにし、監査等委員の意見を聴取しております。

監査等委員には取締役会開催に先立って議案書等を配付し、取締役会での意見陳述を促す環境整備を行っており、監査等委員は自らの豊富な見識を元に守備範囲を過度に狭く捉えることなく、能動的・積極的に権限行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べております。

また、監査等委員の職務の遂行に必要な情報を取締役会事務局に求められる環境を整え、速やかに情報提供しております。

- ⑨当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員の職務執行のために生じた費用は、当社が負担いたしました。

- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の過半数は、社外取締役とし、監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により、常勤の監査等委員を選任しております。常勤監査等委員はグループ経営会議等の重要会議に全て出席し、リスク・コンプライアンス委員会にオブザーバーとして参加しております。こういった体制により、業務執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、重要な事項については他の監査等委員にも共有し監査の実効性を高めております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大限に確保し、より向上させるという最終的な目的を理解している者でなければならないと考えます。

現時点では特別な買収への抵抗措置は導入いたしておりませんが、当社株式に対する大規模買付行為があった場合には、適時適切な情報開示に努めるとともに、法令及び定款の範囲内で、その時点における適切な対応をしております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実と更なる企業価値の向上を図る観点から、長期的な利益成長に向けた新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や配当金額の継続的な増額を基本方針とし、中期的な目標資本配当率（DOE）は5％程度を目標としております。

2025年3月期につきましては、1株当たり32円00銭（前期比1円00銭増配）の期末配当を予定しております。また、次期（2026年3月期）の期末配当は、上記基本方針及び業績予想を踏まえ、1株当たり33円00銭とする予定であります。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 剰 余 本 金 計	そ の 他 剰 余 金 剰 余 操 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 剰 余 金 計
2024年4月1日 残高	1,077,285	707,748		78,131	785,879	4,599,879	4,599,879
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△395,782	△395,782
当 期 純 利 益						420,997	420,997
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)							
事業年度中の変動額合計	－	－		－	－	25,215	25,215
2025年3月31日 残高	1,077,285	707,748		78,131	785,879	4,625,094	4,625,094

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2024年4月1日 残高	△698,155	5,764,889	69,110	69,110	31,380	5,865,381
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△395,782				△395,782
当 期 純 利 益		420,997				420,997
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			30,483	30,483	2,375	32,859
事業年度中の変動額合計	－	25,215	30,483	30,483	2,375	58,074
2025年3月31日 残高	△698,155	5,790,104	99,594	99,594	33,755	5,923,455

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～50年

工具、器具及び備品 2～15年

機械装置 25年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、ネットビジネス支援事業を主たる業務としております。当該事業は主にWeb制作および広告の二つのサービスにより構成されており、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① Web制作サービスに係る収益認識

契約に基づき制作物を顧客へ納品する義務を負っております。当該履行義務は顧客の検収時に充足されるものであることから、当該一時点において顧客との契約に基づき収益を計上しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けております。重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

② 広告サービス

契約に基づき広告枠の仕入販売およびプロモーション支援を行う義務を負っております。広告枠の仕入販売については当社の履行義務は広告掲載を手配することであるため、広告枠の仕入対価を控除した純額を収益として認識しております。広告サービスにおける履行義務は広告が掲載されるのに応じて充足されることから、広告媒体費の発生額に応じた収益を計上しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に支払を受けております。重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

なお、顧客との契約獲得の増分コスト又は契約を履行するためのコストのうち、回収が見込まれるものについて、償却期間が1年以内である場合を除き、資産として認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

485,396千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高

350千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

13,421,700株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

654,871株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月20日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	395,782	31.0	2024年 3月31日	2024年 6月21日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月19日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	利益剰余金	408,538	32.0	2025年 3月31日	2025年 6月20日

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第 1 7 回 新 株 予 約 権	第 1 9 回 新 株 予 約 権
目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式	普通株式
目 的 と な る 株 式 の 数	58,800株	195,950株

9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、資本業務提携に関連する株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。出資金は、投資事業有限責任組合への出資金であり、発行体の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- i 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに

に、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社は、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

ii 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

iii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券	1,065,060	1,065,060	—
② 敷金及び保証金	375,737	375,091	645

(注) 持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記しておりません。当該出資の貸借対照表計上額は前事業年度105,458千円、当事業年度100,713千円であります。

(3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,010,666	—	—	—
受取手形	3,709	—	—	—
売掛金	3,787,457	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	—	375,737
合計	7,801,833	—	—	375,737

(4) リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	55,147	55,294	34,634	21,535	4,691	—
合計	55,147	55,294	34,634	21,535	4,691	—

(5) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,065,060	—	—	1,065,060

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	375,091	—	375,091

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、返還される時期を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	358,595千円
未払金	74,698千円
未払事業税	21,857千円
その他	59,566千円
繰延税金資産小計	514,719千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△19,810千円
評価性引当額小計	△19,810千円
繰延税金資産合計	494,908千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△25,988千円
その他	△9,532千円
繰延税金負債合計	△35,520千円
繰延税金資産の純額	459,387千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

11. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、オフィス什器及びその周辺機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(2) オペレーティング・リース取引（借主側）

解約不能なオペレーティング・リースに係る未経過リース料については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

12. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、ネットビジネス支援事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
Web制作	21,408,555
広告	920,118
その他	892
合 計	22,329,565

当社は、ネットビジネス支援事業を主たる業務としております。当該事業は主にWeb制作および広告の二つのサービスにより構成されており、上記のステップを適用した結果、主な収益を下記のとおり認識しております。

Web制作サービスについては、当社は契約に基づき制作物を顧客へ納品する義務を負っております。当該履行義務は顧客の検収時に充足されるものであることから、当該一時点において顧客との契約に基づき収益を計上しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

広告サービスについては、当社は契約に基づき広告枠の仕入販売およびプロモーション支援を行う義務を負っております。広告枠の仕入販売については当社の履行義務は広告掲載を手配することであるため、広告枠の仕入対価を控除した純額を収益として認識しております。広告サービスにおける履行義務は広告が掲載されるのに応じて充足されることから、広告媒体費の発生額に応じた収益を計上しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に支払いを受けております。重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,847,419	3,790,760
契約資産	—	—
契約負債	4,816	19,555

当事業年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、4,816千円であります。また、当事業年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(4) 契約コスト

当社において資産計上されている契約コストから認識した資産はすべて、契約履行のためのコストであり、顧客への履行義務を充足するために発生した外注費・広告枠仕入額・社内原価のうち回収が見込まれる金額を資産として認識しています。当該コストは取得原価または実際原価により測定されております。

当該資産は、顧客に対する履行義務が充足された時点において、償却しております。

当事業年度における契約コストから認識した資産の残高はありません。

14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	461円33銭
(2) 1株当たり当期純利益	32円98銭

15. 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は2024年8月23日付で締結した合併契約に基づき、2024年11月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社メンバーズエナジーを消滅会社とする吸収合併をいたしました。

1. 取引の概要

(1) 被合併企業の名称及びその事業の内容

被合併企業の名称	株式会社メンバーズエナジー
事業の内容	再生可能エネルギー発電事業

(2) 企業結合日

取締役会決議日	2024年8月23日
吸収合併契約締結日	2024年8月23日
合併日（効力発生日）	2024年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、当社の完全子会社を消滅会社とする吸収合併をいたしました。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当し、消滅会社においては同法第784条第1項に規定する略式合併に該当するため、吸収合併契約承認の株主総会を経ずに行ったものであります。

(4) その他取引の概要に関する事項

本合併は、経営資源の集約および業務効率の向上を目的とするものであります。

なお、本合併は、当社の完全子会社との吸収合併であるため、本合併による新株式の発行及び金銭等の割当てはありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、当社の完全子会社との合併について共通支配下の取引として会計処理をしており、当事業年度において抱合せ株式消滅差損10,421千円を計上しております。

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。